

これまで

平成29年
4月より



要介護1〜5の方

介護サービス

- 訪問介護
- 通所介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 福祉用具貸与
- 住宅改修・・・など

要介護1〜5の方

介護サービス

- 訪問介護
- 通所介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 福祉用具貸与
- 住宅改修・・・など



要支援1・2の方

介護予防サービス

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 福祉用具貸与
- 住宅改修・・・など

要支援1・2の方

介護予防サービス

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 福祉用具貸与
- 住宅改修・・・など

介護予防・生活支援サービス事業に移行

訪問介護・通所介護

新しい総合事業

新

介護予防が必要

介護予防事業

- 生活機能の低下がみられる方への介護予防教室
- 元気な方向けの運動教室

※事業対象者

要支援1・2の方

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 介護予防ケアマネジメント

元気な方など



65歳以上の全ての方

一般介護予防事業

- 高齢者の方々が身近な会場で運動を学ぶ教室



★「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「福祉用具貸与」「住宅改修」などのサービスを利用する場合は、引き続き要介護（要支援）認定が必要になります。